

荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区の指定に係る公聴会調書

1 名 称

荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区の指定（再指定）について

2 開催日時

令和5年6月14日(水)14時00分～14時30分

3 場 所

彦根市役所本庁舎5階会議室5-3

4 議 長 名

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐 北川裕樹

5 公述人出欠

指名数	出席	欠席
11名	6名	5名

6 公述人賛否

公聴会に先立ち公述人から提出された意見書に記載の指定への賛否

賛 成	条件付賛成	反 対
9名	2名	0名

7 傍聴人

0名

8 陳述および議長所見

公述人11名のうち、賛成9名、条件付賛成は2名、反対は0名であった。

賛成の主な理由としては、オオタカ等の希少な鳥獣を含む多様な鳥獣の生息環境として重要であり、引き続き指定する必要があるということであった。また、将来的な地域社会の豊かさにもつながるということであった。

条件付賛成の主な理由としては、周辺地域においてイノシシ、ニホンザル、カラスによる農業被害や生活被害が増加していることから、保護だけではなく管理とのバランスが必要ということであった。

鳥獣害対策については、特別保護地区の区域内外を問わず必要に応じて実施されるべきであり、地域の関係者が連携し、総合的に取り組んでいく必要がある。

当該地域は、鳥獣保護区を中心となっている荒神山の山頂を含んでいるなど、森林鳥獣にとって良好な生息環境となっている重要な区域であることについて異論はないものと認められるため、荒神山鳥獣保護区荒神山特別保護地区を指定することは妥当と考える。

自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐 北川裕樹



野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区の指定に係る公聴会調書

1 名 称

野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区の指定（再指定）について

2 開催日時

令和5年6月20日(火)14時00分～15時00分

3 場 所

多賀中央公民館 多賀結いの森大会議室

4 議 長 名

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐 北川裕樹

5 公述人出欠

指名数	出席	欠席
11名	8名	3名

6 公述人賛否

公聴会に先立ち公述人から提出された意見書に記載の指定への賛否

賛成	条件付賛成	反対
6名	5名	0名

7 傍聴人

0名

8 陳述および議長所見

公述人11名のうち、賛成6名、条件付賛成は5名、反対は0名であった。

賛成および条件付き賛成の主な理由としては、周辺地域においてニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農業被害や生活被害が深刻化していることから、保護だけではなく管理とのバランスが必要ということであった。また、当該地域についてはダムの耐震化工事が実施されているため、その影響について専門家の助言を受けつつ計画的に調査する必要があるとのことであった。また、計画書に記載されている種の他にも、オオタカなどの希少な種も確認されているとのことであった。

鳥獣害対策については、特別保護地区の区域内外を問わず必要に応じて実施されるべきであり、地域の関係者が連携し、総合的に取り組んでいく必要がある。また、ダム関連工事の影響については、事後調査が実施される必要がある。

当該地区では、森林生態系の中における水辺として、希少な種を含めた鳥獣の生息地となっており、重要な区域であることについて異論はないものと認められるため、野鳥の森鳥獣保護区野鳥の森特別保護地区を指定することは妥当と考える。

自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐

北川裕樹 

伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区の指定に係る公聴会調書

1 名 称

伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区の指定（再指定）について

2 開催日時

令和5年6月22日(木)14時00分～14時45分

3 場 所

米原市役所山東支所 2階2A会議室

4 議長名

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐 北川裕樹

5 公述人出欠

指名数	出席	欠席
11名	6名	5名

6 公述人賛否

公聴会に先立ち公述人から提出された意見書に記載の指定への賛否

賛成	条件付賛成	反対
8名	3名	0名

7 傍聴人

0名

8 陳述および議長所見

公述人11名のうち、賛成8名、条件付賛成は3名、反対は0名であった。

賛成の主な理由としては、当該地区はイヌワシ、クマタカなどの希少な鳥獣を含む多様な鳥獣の生息環境として重要な区域であり、引き続き指定する必要があるということであった。

条件付賛成の理由としては、特別保護地区の域が伊吹山頂草原植物群落の一部にとどまっているだけでなく、周辺地域に生息しているイヌワシ等の保護のためには広い生息環境が必要であり、特別保護地区の区域拡大が必要であるとのことであった。また、ニホンジカの食害による植生の衰退が進んでおり、復元に向けた対策を講じる必要があるということであった。

イヌワシ等の保護については、滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針の改定等も含めて検討する必要がある。

当該地域では、多様な鳥類をはじめとした森林鳥獣が確認され、鳥獣の生息地として重要な区域であることについて異論はないものと認められるため、伊吹山鳥獣保護区伊吹山特別保護地区を指定することは妥当と考える。

自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐

北川裕樹 

水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区の指定に係る公聴会調書

1 名 称

水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区の指定（再指定）について

2 開催日時

令和5年6月26日(月)14時00分～15時00分

3 場 所

甲賀合同庁舎3B会議室

4 議 長 名

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐 北川裕樹

5 公述人出欠

指名数	出席	欠席
12名	5名	7名

6 公述人賛否

公聴会に先立ち公述人から提出された意見書に記載の指定への賛否

賛成	条件付賛成	反対	意見無し
9名	0名	1名	2名

7 傍聴人

0名

8 陳述および議長所見

公述人12名のうち、賛成9名、条件付賛成は0名、反対は1名、意見無し2名であった。1名については事前の意見書に賛否の表明が無く、1名については期日までに返送が無かったため、意見無しとした。

賛成の主な理由としては、有害鳥獣への対応については特別保護地区の区域内外を問わず許可捕獲等で対応できることから、引き続き指定することに問題は無いとのことであった。

反対の主な理由としては、希少な種類の鳥類があまり確認できておらず、整備がされており自然な森林状態では無くなっているとのことであった。

当該地区は、整備はされているものの、鳥獣保護区内における中心的な森林環境となっており、身近な鳥獣の生息地として重要な区域であることについて異論はないものと認められることから、水口町城山鳥獣保護区水口町城山特別保護地区を指定することは妥当と考える。

自然環境保全課生物多様性戦略推進室 室長補佐

北川裕樹

